

○龍谷キャリアステーションwith H1T利用要項

制定 令和5年2月10日

(趣旨)

第1条 この要項は、野村不動産株式会社が運営するサテライト型シェアオフィスH1T(以下「H1T」という。)を利用して多拠点で展開する龍谷キャリアステーションwith H1T(以下「キャリアステーション」という。)の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用者等及び利用目的)

第2条 キャリアステーションを利用できる者及び団体(以下「利用者等」という。)並びにその利用目的は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 本学(短期大学部を含む。以下同じ。)の学生 就職活動
- (2) 本学の職員 業務又はそれに関連する利用
- (3) 龍谷大学校友会 校友会に関する事業
- (4) 龍谷大学親和会 親和会に関する事業
- (5) その他大阪オフィス室長が認めた者 大阪オフィス室長が認める利用目的

2 前項第2号から第5号の利用者等が、利用目的に則してキャリアステーションの施設内に前項各号以外の者を同行させる場合は、利用者等の責任において第5条の事項を遵守させることとし、同行する者(以下「同行者」という。)のみでの利用は認めない。

(利用手続及び経費)

第3条 キャリアステーションの利用を希望する者は、大阪オフィス室長が定める所定の手続きにより、申し込まなければならない。

2 前条第1項第1号、第2号及び第5号の利用者の利用料は、本学が負担する。ただし、大阪オフィス室長は、利用者1名あたりの上限額を設定できるものとする。

3 前条第1項第3号及び第4号の利用団体の利用料は、当該利用団体が負担する。

(利用可能日及び時間)

第4条 キャリアステーションの利用可能日及び時間は、H1Tの各店舗の営業日及び時間に準じる。

(遵守事項)

第5条 キャリアステーションの利用にあたっては、利用者等及び同行者は、次の各号の事項を遵守しなければならない。

- (1) 第2条に定める目的で利用すること
- (2) H1Tの他の利用者の迷惑となる行為をしないこと

(3) 法令及び野村不動産株式会社が定めるH1Tの利用約款及び規約に違反しないこと

(4) その他大阪オフィス室長が必要と認める事項

(利用停止)

第6条 大阪オフィス室長は、この要項に違反し、キャリアステーションの運営に支障を与えた者又は団体に対し、利用を停止する場合がある。

(損害賠償)

第7条 利用者等又は同行者は、故意又は過失によりキャリアステーションの施設、設備、什器又は備品等を滅失、破損又は汚損した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(その他の事項)

第8条 この要項に定めるもののほか、キャリアステーションの利用に関する必要な事項は、大阪オフィス室長がこれを定める。

(事務)

第9条 この要項に関する事務は、大阪オフィスが行う。

(改廃)

第10条 この要項の改廃は、部局長会において決定する。

付 則

1 この要項は、令和5年2月13日から施行する。

2 この要項において、施行日から令和5年3月31日までの間は、大阪オフィス室長を東京オフィス室長に、大阪オフィスを東京オフィスと読み替えるものとする。